

安全保障委員会

安全保障調査室

I 所管事項の動向

1 我が国を取り巻く安全保障環境

(1) 中国、尖閣、台湾

中国は、我が国周辺の海空域において、力を背景とした一方的な現状変更やその試みを推し進めている。尖閣諸島周辺海域では、中国海警船がほぼ毎日接続水域で確認されているほか、領海侵入も頻繁に繰り返しており¹、近年、それら海警に所属する船舶は大型化・武装化が図られ、大型船の隻数は、海上保安庁の71隻の2倍を超える157隻²となっている。

また、我が国周辺においては、中露両軍による共同行動が増加傾向にある。2019（令和元）年7月以降、両国は爆撃機による日本周辺での共同飛行を計6回実施している。さらに、2021（令和3）年10月には、両国艦艇10隻による初の共同航行を実施し、2022（令和4）年9月にも「ヴォストーク2022」に参加した中露艦艇が、その後共同航行を行った。

こうした状況の中、2023（令和5）年1月に行われた岸田総理とバイデン米大統領の間の日米首脳会談では、尖閣諸島が対日防衛義務を定めた日米安全保障条約第5条の適用対象になることを改めて確認した。

台湾をめぐる軍事緊張が高まっている。2022（令和4）年8月に米国のナンシー・ペロシ下院議長が台湾を訪問すると、中国人民解放軍は同月4日、台湾を取り囲む6つの空・海域で軍事演習を開始し、同日、9発の弾道ミサイルを発射した。そのうち5発は、沖縄県の波照間島南西沖の我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下している。台湾当局は、同演習期間に、中国が金門島や馬祖列島に対するドローンの飛行や台湾当局のウェブサイトなどへのサイバー攻撃、偽情報の流布といった「認知戦」も実施したと発表している。その後も、中国軍機による台湾周辺空域への進入事例が相次ぎ、台湾海峡における中台「中間線」越えは常態化している³。中国は、台湾政策について「最大の誠意と努力を尽くして平和的統一の実現を目指す」としつつ、「決して武力行使の放棄を約束しない」姿勢を示している⁴。

このような中国の動向等から、我が国は、2022（令和4）年12月に策定した国家安全保障戦略において、台湾海峡の平和と安定について「インド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている」と述べるとともに、中国の対外的な姿勢や軍

¹ 2022（令和4）年には中国海警船が接続水域に1年間で過去最多の回数となる336日入域したほか、同年7月には中国海軍の艦艇が4年ぶりに同海域の接続水域に入った。また、2023（令和5）年3月末から4月始めには海警船の同海域の領海への連続侵入が80時間超と過去最長を更新した。

² 2022（令和4）年12月末現在。なお、保有船舶の中には世界最大級の1万トン級の巡視船2隻も含まれると見られる。

³ 「中間線」越えは偶発的衝突も招きかねない行為であることから、従前は暗黙の了解により、長く台湾への進入は控えられてきており、2021（令和3）年の中国軍機による「中間線」越えも2機のみであったものが、2022（令和4）年は、少なくとも555機であった（『読売新聞』（2023.1.4））。

⁴ 2022（令和4）年10月の中国共産党大会における習近平総書記の報告などによる。

事動向等を「これまでにない最大の戦略的な挑戦」と位置付けている。

米国は、トランプ前政権以降、米中対立を背景に台湾への接近姿勢を強めており⁵、政府高官が訪台するなど台湾との間で人的交流を積極的に行っているほか、台湾関係法に基づく台湾への武器売却も進めてきた。2023 会計年度の国防予算の大枠を定める国防権限法案では、台湾の軍事支援のため 5 年間で最大 100 億ドル（約 1 兆 3,000 億円）を充てることを盛り込んだ⁶。

我が国は、台湾問題が兩岸の当事者間の直接の話し合いを通じて平和的に解決されることを希望する立場を示しており、「台湾海峡の平和と安定の重要性」について、日米や主要国との首脳会談等の場で繰り返し確認している⁷。台湾有事が発生した場合の我が国の関与について、政府はこれまで具体的に示していないが、在日米軍基地を含む我が国への直接の攻撃があれば「武力攻撃事態」に、我が国が直接攻撃を受けなくても米軍が攻撃を受けた場合には「存立危機事態」に、台湾周辺で軍事衝突が起きただけでも我が国に重要な影響を及ぼすとして「重要影響事態」に認定される可能性があることなどが指摘されている。台湾有事への懸念が高まる中、最近では、防衛省が日本の大使館に相当する「日本台湾交流協会」の台北事務所に現役の防衛省職員を常駐させていることも報じられている⁸。

(2) 北朝鮮

北朝鮮は、近年、極超音速ミサイルと称するものや、新型短距離弾道ミサイル（SRBM）、大陸間弾道ミサイル（ICBM）級などの各種ミサイルを立て続けに発射しており、2023（令和 5）年 2 月及び 6 月には、我が国 EEZ 内に落下した。また、同年 3 月及び 4 月、海中で核弾頭を爆発させて津波を発生させ、敵の艦船や港を破壊する「核無人水中攻撃艇」の試験を行い⁹、同年 9 月には、水中からの核攻撃が可能な「戦術核攻撃潜水艦」が進水した旨発表した¹⁰。なお、同年 5 月及び 8 月、北朝鮮が我が国政府に対し「人工衛星」を打ち上げると通告し実施したが、打上げはいずれも失敗した¹¹。

核開発についても、北朝鮮が 2018（平成 30）年に爆破を公開した北東部・豊溪里（プンゲリ）の核実験場の復旧作業が進んでいるとの指摘があり、7 回目の核実験を行う可能性が懸念されている。

2023（令和 5）年 8 月 9 日に開かれた朝鮮労働党中央委員会拡大総会で、金正恩氏は、

⁵ 米紙報道によると、バイデン政権は 2023（令和 5）年に、台湾に訓練要員の米軍部隊 100～200 人を派遣する計画であり、1979 年の米台断交以降、最大規模の派遣となる。また、州兵を活用した米本土での台湾軍の訓練も行われており、本年 8 月に実施された米中西部ミシガン州での演習に台湾軍が参加していたことも報じられている。（『産経新聞』（2023. 9. 3））

⁶ 『読売新聞』（2022. 12. 24）

⁷ 具体的には、2021（令和 3）年 3 月の日米「2 + 2」の共同発表及び同年 4 月の日米首脳会談の共同声明で明記されて以降、日米・日米韓の各首脳会談の共同声明や G 7 サミット的首脳宣言等でも、「台湾海峡の平和と安定の重要性」が明記されている。

⁸ 同事務所は事実上の大使館として外務省などから職員が出向し、これまで安全保障担当として退役自衛官 1 人が駐在していた。（『東京新聞』（2023. 9. 14）等）

⁹ 『毎日新聞』（2023. 3. 25）、『産経新聞』（2023. 4. 9）等

¹⁰ 『産経新聞』（2023. 9. 9）等

¹¹ 北朝鮮は、同年 10 月に 3 回目の打上げを行う方針を明らかにしている（『朝日新聞』（2023. 8. 25）等）。

「重大な軍事的対策」に関する命令書に署名し、戦争準備を攻勢的に進める方針を示したほか、抑止力を引き上げる威力ある手段を各部隊に実戦配備するよう指示し、兵器の量産目標を提示した¹²。

また、同氏は、同月 27 日、その月に行われた日米韓首脳会談で三か国共同訓練の定例化等を合意したことに警戒感を示すとともに、「朝鮮半島水域は最も不安定な核戦争危険水域に変わってしまった」と述べた¹³。

同年 9 月、同氏はロシアを訪問し、露朝首脳会談を行った。会談の詳細は不明だが、ウクライナ侵略で兵器不足に陥ったロシアへの砲弾提供や、軍事偵察衛星開発を進める北朝鮮への技術支援など、軍事協力拡大について協議したとみられる¹⁴。

最近の北朝鮮によるミサイル発射の動き（2023（令和 5）年以降）

年月日	ミサイルの種類	飛翔距離	主な特徴
2023. 1. 1	弾道ミサイル 1 発	約 350 km	○最高高度約 100 km 程度を飛翔と推定
2. 18	I C B M 級の弾道ミサイル 1 発	約 900 km	○最高高度約 5,700 km 程度で、北海道渡島大島の西方約 200 km の E E Z 内に落下したと推定
20	弾道ミサイル 2 発	①約 400 km ②約 350 km	①最高高度約 100 km 程度を飛翔と推定 ②最高高度約 50 km 程度を飛翔と推定
23	戦略巡航ミサイル 4 発	約 2,000 km (※1)	○北朝鮮は、2,000 km 先の標的に命中した旨発表
3. 9	短距離弾道ミサイル 6 発 (※2)	—	
12	戦略巡航ミサイル 2 発	約 1,500 km (※1)	○北朝鮮は、潜水艦から発射したミサイルが 1,500 km 先の標的に命中した旨発表
14	短距離弾道ミサイル 2 発 (※2)	611.4 km (※3)	○北朝鮮は、「地对地戦術弾道ミサイル」を発射し、611.4 km 先の標的に命中した旨発表
16	I C B M 級の弾道ミサイル 1 発	約 1,000 km	○最高高度約 6,000 km 以上を飛翔と推定
19	弾道ミサイル 1 発	約 800 km	○最高高度約 50 km 程度を飛翔と推定
22	戦略巡航ミサイル 4 発	約 1500 km～ 1800 km (※1)	○北朝鮮は、4 発のうち 2 発を高度 600m で空中爆発させた旨発表
27	弾道ミサイル 2 発	約 350 km	○最高高度約 50 km 程度を飛翔と推定
4. 13	I C B M 級の弾道ミサイル 1 発	約 1,000 km	○新型の 3 段式・固体燃料推進方式の I C B M 級弾道ミサイルと推定 ○北朝鮮は「火星 18」と発表
5. 31	1 発の弾道ミサイルの可能性 があるもの	—	○黄海上空で焼失したと推定 ○北朝鮮は、軍事偵察衛星を発射したが黄海に墜落したと発表
6. 15	弾道ミサイル少なくとも 2 発	①約 850 km ②約 900 km	①②最高高度約 50 km 程度で、石川県舩倉島の北北西約 250 km の E E Z 内に落下したと推定

¹² 『産経新聞』（2023. 8. 11）等

¹³ 『東京新聞』（2023. 8. 29）

¹⁴ 『東京新聞』（2023. 9. 14）等

年月日	ミサイルの種類	飛翔距離	主な特徴
7. 12	I C B M級の弾道ミサイル1発	約 1,000 km	○最高高度約 6,000 km以上を飛翔と推定 ○北朝鮮は「火星 18」と発表
19	弾道ミサイル2発	①約 550 km ②約 600 km	①②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
22	巡航ミサイル数発 (※2)	—	
24	弾道ミサイル2発	①約 350 km ②約 400 km	①②最高高度約 100 km程度を飛翔と推定
8. 24	弾道ミサイル技術を使用した衛星とみられるもの	—	○衛星の打上げに失敗したものとみられる ○北朝鮮は、軍事偵察衛星の打上げに失敗したと発表
30	弾道ミサイル2発	①約 350 km ②約 400 km	①②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定
9. 2	戦略巡航ミサイル2発	約 1500 km (※1)	○北朝鮮は、標的の上空高度約 150m で空中爆発させたと発表
13	弾道ミサイル2発	①約 350 km ②約 650 km	①②最高高度約 50 km程度を飛翔と推定

(※1) 北朝鮮の発表による。 (※2) 韓国軍の発表による。

(出所) 防衛省資料及び報道等を基に作成

(3) ロシアによるウクライナ侵略と我が国への影響

ロシアの侵略を受けるウクライナは、2023（令和5）年6月に反転攻勢を開始し、ザポリジヤ州等にロシア軍が築いた防衛線の一部を突破し南下を進め、ロシアが占領するクリミアの軍事施設への攻撃を強めているが、ウクライナ東部・南部を中心に、ロシア軍とウクライナ軍による攻防が現在も続いている。一方、ロシアは、2023（令和5）年9月、一方的に併合を宣言した4州において、併合宣言後初めて統一地方選（議会選）を行い、政権与党の「統一ロシア」が勝利したとされる¹⁵。

日本政府はこれまで、ウクライナに対し、財政支援のほか、防弾チョッキ、ヘルメット、自衛隊車両といった装備品や小型ドローン、非常用糧食等の提供、負傷兵の受入れを行ってきたが、その一方でロシアに対しては、米国及びEU諸国と協調して、ロシアの主要銀行を国際的な決済網から排除する措置や、ロシアからの石炭・石油輸入の段階的停止など、ロシアに対する一連の金融・経済制裁等を実施している。

こうした動きに対し、ロシアは、我が国の「非友好国」への指定、平和条約の締結に向けた交渉の中断の表明、「ビザなし交流」などに関する日露合意の一方的な破棄、石油・天然ガス開発事業「サハリン1・2」のロシア政府新設会社への移管など、強硬な姿勢を見せている。また、同年9月の対日戦勝記念日の式典において、メドヴェージェフ前大統領は、「日本政府は新たに軍国主義化を進めている」と非難している¹⁶。

¹⁵ これに対し、ウクライナや日本、欧米諸国は、議会選は無効であると批判している（『産経新聞』（2023.9.12）等）。

¹⁶ 『朝日新聞』（2023.9.4）等

2 新たな安保三文書の策定

岸田内閣は、2022（令和4）年12月16日、「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」の新たな安保三文書を国家安全保障会議及び閣議で決定した。

(1) 各文書のポイント

ア 国家安全保障戦略

- 1 国際秩序が重大な挑戦に晒され、国際関係において地政学的競争や地球規模課題への対応等、対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代。

我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面。周辺国・地域が急速に軍備増強。力による一方的な現状変更の試みが増加。有事・平時と軍事・非軍事の境目が曖昧に。

伝統的な外交・防衛のみならず、経済・技術など多岐にわたる安全保障上の問題が生起。我が国は、国益を守るべく、総合的な国力を有機的かつ効率的に活用する。

【各国・地域の安全保障上の動向】

中国

現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきもの。

北朝鮮

北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

ロシア

ロシアの対外的な活動、軍事動向等は、今回のウクライナ侵略等によって、国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては安全保障上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、我が国を含むインド太平洋地域におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は、中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念である。

- 2 「戦略」は、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換。今後取り組む施策の代表的なものは次のとおり。

- ①「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンの下での外交の展開
- ②反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化
- ③防衛力抜本的強化を補完し、不可分一体のものとして、総合的な防衛体制を強化
- ④安全保障上意義が高い防衛装備移転等を円滑に行うための防衛装備移転三原則や運用指針等の見直しの検討
- ⑤能動的サイバー防御の導入とサイバー安保を一元的に総合調整する組織の新設
- ⑥海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充
- ⑦経済安全保障政策の促進

- 3 2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在のGDPの2%に達するよう、所要の措置を講じていく。

- 4 我が国は、普遍的価値に基づく政策を掲げ、国際秩序の強化に向けた取組を確固たる覚悟を持って主導していく。

イ 国家防衛戦略

○策定の趣旨

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、防衛力の抜本的強化とともに、国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想を持って実施していく必要がある。このような認識の下、**防衛目標とその達成のためのアプローチ**等を示す「国家防衛戦略」を策定

○戦略環境の変化

中国：軍事力の質・量を急速に強化し、東シナ海等で活動を活発化させるなど、我が国と国際社会の深刻な懸念事項。**これまでにない最大の戦略的な挑戦**

北朝鮮：弾道ミサイルの関連技術・運用能力を急速に向上させるなど、**従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威**

ロシア：ウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすもの。北方領土を含む極東地域でも軍事活動を活発化。**中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念**

○防衛上の課題

脅威は「能力」と「意思」の組み合わせで顕在化するところ、「意思」把握は困難であるため、相手の「能力」に着目した防衛力が必要

○我が国の防衛の基本方針

・ 3つの防衛目標

- (1) 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出
- (2) 現状変更やその試みを、同盟国、同志国等と協力・連携して抑止・対処
- (3) 万一、我が国への侵攻が生じた場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除

・ 防衛目標を達成するための3つのアプローチ

- (1) 我が国自身の防衛体制の強化
 - ・防衛力の抜本的強化（抑止の鍵となるのは、ミサイル防衛によりミサイルの飛来を防ぎつつ、**更なる武力攻撃を防ぐための、スタンド・オフ防衛能力等を活用した「反撃能力」**）
 - ・国全体の防衛体制強化
- (2) 日米同盟による抑止力と対処力を更に強化
- (3) 同志国等との連携の強化（豪、印、英・仏・独・伊、韓国等）

○防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力

- ・侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除
 - ①**スタンド・オフ防衛能力**、②**統合防空ミサイル防衛能力（反撃能力を含む）**
- ・万一、抑止が破られた場合、領域横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保
 - ③**無人アセット防衛能力**、④**領域横断作戦能力**、⑤**指揮統制・情報関連機能**
- ・迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念
 - ⑥**機動展開能力・国民保護**、⑦**持続性・強靱性**

○いわば防衛力そのものとしての**防衛生産・技術基盤の強化**

○防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための**人的基盤等の強化**

ウ 防衛力整備計画

1. 自衛隊の能力等に関する主要事業

(1) スタンド・オフ防衛能力

- ・ 12 式地对艦誘導弾能力向上型（地・艦・空発）、島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾の開発・試作、量産
- ・ トマホーク等の外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入

(2) 統合防空ミサイル防衛能力

- ・ 極超音速滑空兵器（HGV）対処用レーダー・迎撃ミサイルの能力向上
- ・ イージス・システム搭載艦の整備

(3) 無人アセット防衛能力

- ・ 情報収集等用 UAV、多用途・攻撃型 UAV、USV等の取得

(4) 領域横断作戦能力

- ・ 宇宙を活用した情報収集、通信の能力向上
- ・ サイバー体制強化（R9年までに部隊規模4千人、関連要員2万人）
- ・ 電磁波領域の能力向上、指向性エネルギー技術の早期装備化

(5) 指揮統制・情報関連機能

- ・ 目標の探知・追尾能力獲得を目的とした衛星コンステレーションの構築

(6) 機動展開能力・国民保護

- ・ 輸送機等の取得、南西地域における補給拠点の整備

(7) 持続性・強靱性

- ・ 所要の弾薬・誘導弾を早期整備
- ・ 部品不足による非可動を解消し、装備品の可動数を最大化
- ・ 主要司令部等の地下化、施設の重要度に応じた構造強化、災害対策

2. 自衛隊の体制等

- (1) 統合運用の実効性強化に向けて、常設の統合司令部を創設
- (2) 第15旅団の師団化。通信学校をシステム通信・サイバー学校に改編
- (3) 護衛艦、掃海艦艇等を一元的に管理する水上艦艇部隊に改編
- (4) 「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」に改称

3. 所要経費等

- (1) R5年度からR9年度までの防衛力整備の水準に係る金額は、43兆円程度
- (2) 各年度の予算編成に伴う防衛関係費は、40.5兆円程度
- (3) 新たに必要なる事業に係る契約額（物件費）は43.5兆円程度
- (4) 財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずる。

(2) 主な議論

新たな安保三文書の内容については、第211回国会の質疑において広範に取り上げられ、特に防衛費の規模や反撃能力の保有などが焦点となった。

ア 防衛費の規模

新たな安保三文書に基づく防衛力整備に係る経費は、2027（令和9）年度までの5年間の総額で43兆円程度とされ、従前の中期防衛力整備計画（2019（令和元）年度～2023（令

和5)年度)で示された27兆4,700億円程度から1.5倍を超える大幅な増加となった。また、国家安全保障戦略では「2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産(GDP)の2%に達するよう、所要の措置を講ずる」ことも明記された。

こうした方針に関し、国会の質疑では、必要な経費の積み上げではなく「金額ありき」「数字ありき」であるとの指摘が多く見られた。これに対し政府は、「極めて現実的なシミュレーション」に基づいて積み上げを行った旨の説明を繰り返したが、その具体的内容が明らかでないとの主張もなされた。また、財源確保の在り方についても議論が交わされ、決算剰余金や税外収入などの不確実な方策では安定的・継続的な財源の確保が困難であるといった指摘がなされた。

イ 反撃能力の保有

新たな安保三文書は、これまで政策判断として保有してこなかった反撃能力¹⁷を抑止の鍵として位置付け、スタンド・オフ防衛能力等を自衛隊が反撃能力として用いることを想定している。また、そのための具体的な装備品として、12式地对艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾の開発・試作や量産に加え、トマホーク等の外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を進めることとされた。

反撃能力の保有に関し、国会の議論においては、専守防衛から逸脱しかねない、相手の攻撃への着手の見極めの判断を誤れば国際法が禁じる先制攻撃とみなされるおそれがある、周辺国との緊張を高めかねないといった趣旨の批判が繰り返された。また、存立危機事態において我が国が反撃能力を行使する可能性などについても政府の見解が問われた¹⁸。さらに、政府に対して反撃能力行使の分かりやすい事例を提示すべきとの意見も出された¹⁹。

(3) 策定後の動向

新たな安保三文書の策定を踏まえ、防衛費増額に必要な財源確保のため、第211回国会において、防衛力強化資金の創設などを柱とする防衛財源確保法が成立した。これに加え、同国会では、安保三文書で謳われた「いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤」の強化のため、防衛産業による装備品等の安定的な製造等の確保に必要な施策等を盛り込んだ防衛生産基盤強化法も成立した。

¹⁷ 反撃能力の定義について、政府は「わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、『武力の行使』の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」と説明している(「令和5年版 防衛白書」213頁)。

¹⁸ この点に関し、政府は、存立危機事態においても法理上は反撃能力を行使し得る旨答弁しており(第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号27頁(令5.5.9)増田防衛省防衛政策局長答弁)、また、存立危機事態を認定した後の反撃能力の運用については、実際に発生した状況に即して個別具体的に判断するとしている(第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第20号5頁(令5.6.8)増田防衛省防衛政策局長答弁)。

¹⁹ これに対し政府は、国民への説明の努力は必要との見解を示す一方で、「反撃能力の行使については、具体的に、いかなるケースでいかなる対応を取るか明らかにすることは、対抗措置を取られることなどによって国の安全を害するおそれもあることから、安全保障上控えるべきと考えており、事例をお示しすることは困難である」と答弁している(第211回国会衆議院安全保障委員会会議録第6号14頁(令5.4.7)浜田防衛大臣答弁)。

また、安保三文書に陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設することが明記されたことを受けて、2024（令和6）年度防衛関係費の概算要求に、その創設が盛り込まれた。このほか、同概算要求には、スタンド・オフ・防衛能力（各種スタンド・オフ・ミサイルの整備）、統合防空ミサイル防衛能力（イージス・システム搭載艦の整備）、持続性・強靱性（弾薬の確保、装備品等の維持整備、施設の強靱化）といった、安保三文書が重視する分野に関連する経費も多数計上された。

3 防衛装備移転三原則の見直しに関する議論

(1) 防衛装備移転三原則等の概要

2014（平成26）年4月に決定された防衛装備移転三原則では、海外移転される防衛装備が、移転を禁止する場合（原則1）に該当せず、移転を認め得る場合（原則2）に該当し、かつ、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理が確保される場合（原則3）に、その海外移転を認め得るものとされている。

同三原則の運用指針²⁰では、移転を認め得る場合について、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資するものと、②我が国の安全保障に資する場合であって、ア) 国際共同開発・生産に関する移転、イ) 米国からのライセンス生産品に係る部品等の提供、ウ) 安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視、掃海の5類型に係る協力に関する移転などに限定している。このようなことから、同三原則の下での完成装備品の移転実績は、フィリピンへ警戒管制レーダーを納入した案件の1件のみである。

(2) 防衛装備移転三原則等の見直しに向けた動き

国家安全保障戦略等において、防衛装備移転の制度の見直しを検討することが示されたことなどを背景に、自民、公明両党は、防衛装備移転三原則等の見直しに向けた提言をまとめるべく協議を進め、実務者で構成されるワーキングチーム（WT）は、2023（令和5）年7月、その中間報告となる論点整理をまとめた。

論点整理では、上述の5類型の活動に該当すれば殺傷能力のある武器を装備品に搭載することは可能ではないかとの意見の一致があったことや、類型自体を撤廃すべきとの意見があったことなどが示された。また、国際共同開発・生産による装備品の第三国への移転について、日英伊で共同開発している次期戦闘機²¹を念頭に、我が国からの直接移転を可能とする方向で議論すべきとの意見が大半を占めたとされている。さらに、殺傷能力のある装備品の部品であっても部品そのものに殺傷能力がないものであれば移転を可能とすべきとの意見や、移転後の適正管理を前提に、現在は米国のライセンス生産品²²の部品に限定さ

²⁰ これまで数次の改正が行われており、最近では2022（令和4）年3月に、「防衛装備の海外移転を認め得る案件」の中に、「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」との項目を追加したものがある。

²¹ 次期戦闘機は、2035年までの開発完了を目指しており、2024（令和6）年中に次期戦闘機の共同開発をする政府間組織を設立する予定とされる。このため、日英伊の3か国は、2023（令和5）年中に共同開発機関の創設に関する条約に署名し、日本政府は、2024（令和6）年の通常国会に条約案を提出する方針と報じられている。（『毎日新聞』（2023.9.27）等）

²² 米国のライセンス生産品には、地对空誘導弾パトリオットミサイル2（PAC2）の部品や、F15戦闘機

れている移転を、その完成品や米国以外のライセンス生産品に拡大すべきとの意見も見られた。

これに対し、政府は、論点整理のとりまとめ後に開かれたWTにおいて、5種類の活動やその際の正当防衛に必要であるならば殺傷能力のある装備の移転も可能である、国際共同開発・生産による装備品の我が国から第三国への直接移転を可能とすることが望ましい、完成品に殺傷能力があっても部品自体に殺傷性がなければその部品の移転は可能であるとの見解を示した²³。また、ライセンス生産品の移転については、友好国との装備品の相互供給体制の構築が重要となっているとし²⁴、移転拡大に前向きな姿勢を示している。

運用指針は、今後、与党との調整を経て、年内にも改正が行われると見られている²⁵。

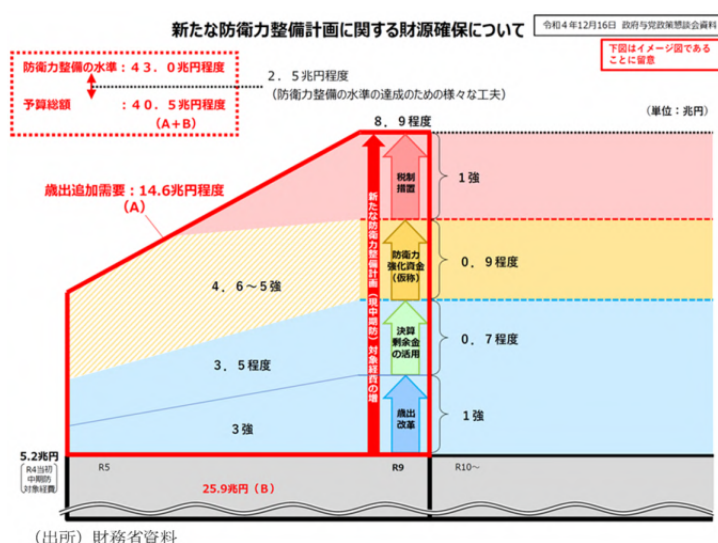
4 防衛関係予算等

(1) 5年間の防衛力整備水準等

防衛力整備計画では、2023（令和5）年度から5年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度とされている。

また、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、一定の措置²⁶を別途とることを前提として、40兆5,000億円²⁷程度（2027（令和9）年度は8兆9,000億円程度）とされている。

さらに、同計画に定められたこれらの金額とは別に、国家安全保障戦略では、2027（令和9）年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、そのための予算水準を現在のGDP比2%に達するよう所要の措置を講ずることが示されている²⁸。



のエンジン部品などがある。また、米国以外のライセンス生産品では、英国のライセンスによる155ミリ砲弾が挙げられる。（『読売新聞』（2023.9.4））

²³ 『朝日新聞』（2023.9.7）、『産経新聞』（2023.9.7）、『日本経済新聞』（2023.8.24）

²⁴ 『読売新聞』（2023.9.4）

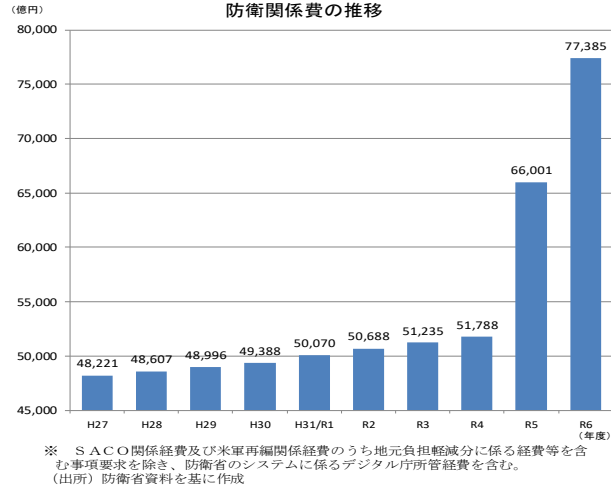
²⁵ 『日本経済新聞』（2023.8.24）

²⁶ 一定の措置とは、①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（1兆6,000億円程度）、②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること（9,000億円程度）である。

²⁷ この40兆5,000億円と、前掲脚注1の①と②の合計額である2兆5,000億円を足すと、43兆円となる。

²⁸ 対GDP比2%は約11兆円規模である。国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の4分野が挙げられている。

同計画を実施するための財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金²⁹、税制措置³⁰等において所要の措置を講ずることとされているが、財源確保策の不確実性が指摘されている³¹。



(2) 2024(令和6)年度防衛関係費概算要求

2024(令和6)年度概算要求においては、防衛力整備計画期間内の防衛力抜本的強化実現のため、同年度中に着手すべき事業を積み上げるとともに、2023(令和5)年度からの事業の進捗状況も踏まえ、過去最大の7兆7,385億円(対前年度当初予算1兆1,384億円(17.2%)増)が計上されている。

本概算要求における主な事業は、以下のとおりである。

歳出予算(三分類) (単位:億円)

区分	令和5年度予算額		令和6年度概算要求額	
		対前年度増△減額		対前年度増△減額
防衛関係費	66,001 (68,219)	14,213[27.4] (14,214[26.3])	77,385 (77,385)	11,384[17.2] (9,166[13.4])
人件・糧食費	21,969	229[1.1]	22,125	156[0.7]
物件費	44,032 (46,250)	13,984[46.5] (13,985[43.3])	55,260 (55,260)	11,228[25.5] (9,010[19.5])
歳出化経費	25,182 (26,531)	5,531[28.1] (5,958[29.0])	36,465 (36,465)	11,283[44.8] (9,934[37.4])
一般物件費	18,850 (19,719)	8,453[81.3] (8,027[68.6])	18,795 (18,795)	△55[△0.3] (△924[△4.7])

(説明)
 ・[]は、対前年度伸率(%)である。
 ・係数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 ・「防衛関係費」の行の下端()内は、SACO関係経費、米軍再編関係費のうち地元負担軽減分を含んだものである。
 ・「防衛関係費」は、防衛省が所管する経費に、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含めたものである。
 ・SACO関係経費、米軍再編関係費のうち地元負担軽減分、可動数向上・弾薬確保等について、事項要求としている。
 (出所)防衛省資料を基に作成

<p>1 スタンド・オフ防衛能力【約7,339億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> 12式地对艦誘導弾能力向上型(地発型・艦発型・空発型)の開発(174億円) 極音速誘導弾の開発(718億円) 新地对艦・地对地精密誘導弾の開発(320億円) トマホーク発射機能の艦艇への付加(2億円) 	<p>4 領域横断作戦能力【約1兆7,117億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> SDA(宇宙領域把握)衛星の整備(172億円) リスク管理枠組み(RMF)の実施(429億円) 対空電子戦装置の取得(2式:62億円) 新型FFMの建造(2隻:1,747億円) 戦闘機(F-35B)の取得(7機:1,256億円)
<p>2 総合防空ミサイル防衛能力【約1兆2,420億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> イージス・システム搭載艦の建造等(2隻:3,797億円) GPI(滑空段階迎撃用誘導弾)の日米共同開発(750億円) 移動式警戒管制レーダー(TPS-102A)の取得(72億円) 	<p>5 指揮統制・情報関連機能【約4,488億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの維持・整備(780億円)
<p>3 無人アセット防衛能力【1,161億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> UAV(中域用)機能向上型の取得(6式:96億円) 戦闘支援型多目的USVの研究(245億円) 	<p>6 機動展開能力・国民保護【約5,951億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機動舟艇の取得(3隻:173億円) 民間輸送力活用事業(325億円)
<p>7 持続性・強靱性【約3兆1,152億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> 弾薬の確保(4,068億円) 装備品等の維持整備(1兆9,041億円) 施設の強靱化(8,403億円) 	

12式地对艦誘導弾能力向上型
(イメージ)

イージス・システム搭載艦
(イメージ)

トマホーク発射機能(イメージ)

戦闘支援型多目的USVの研究
(イメージ)

新型FFM(イメージ)

注: 赤字は新規事業
(出所)防衛省資料を基に作成

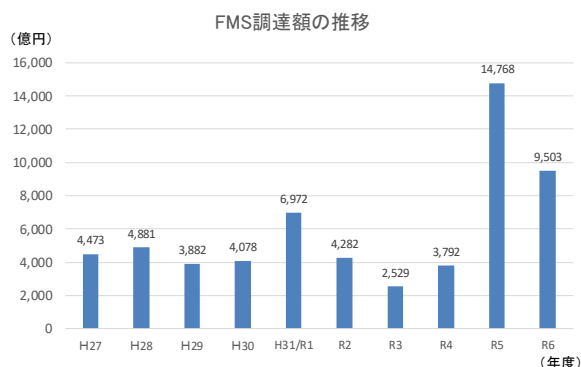
²⁹ 2023(令和5)年6月、防衛力強化資金の創設などを内容とする「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が成立した。

³⁰ 税制措置の開始時期は、「令和5年度税制改正の大綱」(令和4年12月23日閣議決定)では、「令和6年以降の適切な時期とする」とされていたが、「経済財政運営と改革の基本方針2023について」(令和5年6月16日閣議決定)では、「令和7年以降の然るべき時期とすることも可能となるよう」とされ、先送りが示唆された。

³¹ 『日本経済新聞』(2023.5.16)、『東京新聞』(2023.5.16)

なお、本概算要求におけるFMS調達
の予算額は、9,503億円で前年度当初予
算額に比べ約5,300億円減少している。

主な事業は、F-35Aの取得(8機)
に1,077億円、F-35Bの取得(7機)
に1,256億円、SM-3ブロックIIAの
取得に635億円が計上されている。



※ 令和4年度までは調達実績額、令和5年度は予算額、令和6年度は概算要求額
(出所) 防衛省資料を基に作成

5 在日米軍

(1) 普天間飛行場移設問題

政府は、普天間飛行場の名護市辺野古への
移設について、「辺野古移設が唯一の解決策で
あるとの方針に基づき、着実に工事を進めて
いくことが、普天間飛行場の一日も早い全面
返還を実現し、その危険性を除去することにつ
ながる」³²との立場を堅持している。しか
し、沖縄県には県内移設に反対する意見が存
在し、その是非が県知事選挙等における主要
な争点の1つとなってきた。2022(令和4)
年9月11日に実施された沖縄県知事選挙で
は、辺野古移設反対を訴えた玉城知事が再選
され、本問題をめぐる国と県との対立は依然
続いている。2023(令和5)年9月には、玉
城知事が国連人権理事会において移設反対の立場を改めて訴えた。

政府は現在、代替施設の建設に向けて辺野古の埋立工事を進めており、キャンプ・シュ
ワブ南側(約41ha)については2021(令和3)年4月に陸地化が完了した。しかし、海底
に軟弱地盤が広がる大浦湾側については、沖縄県が2021(令和3)年11月、防衛省が提
出していた辺野古埋立ての設計変更承認申請を不承認としたため、依然未着手となってい
る。この不承認処分をめぐっては、沖縄県が2022(令和4)年8月から9月にかけて、同
処分を取り消した国土交通大臣の裁決等を不服として国に対し3件の訴訟を提起していた
が、このうち2件については2023(令和5)年9月4日までに沖縄県の敗訴が確定した。
これを受けて、斉藤国土交通大臣は、沖縄県に対し、地方自治法に基づき辺野古埋立ての
設計変更申請を承認するよう求める勧告及び指示を行ったが、玉城知事は回答期限まで
に設計変更申請の承認を行わなかったため、斉藤国土交通大臣は10月5日、国が県に代わ
って承認する代執行のための訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。

普天間飛行場辺野古移設 辺野古埋立ての設計変更をめぐる訴訟

区分	係争委への不服訴訟	係争委への不服訴訟	抗告訴訟
原告→被告	県→国	県→国	県→国
提訴日	2022. 8. 12	2022. 8. 24	2022. 9. 30
裁判所	福岡高裁 那覇支部	福岡高裁 那覇支部	那覇地裁
請求内容	県の設計変更不承認処分に対する国土交通大臣の取消裁決の取消しを求める	県の設計変更不承認処分に対する国土交通大臣の是正の指示の取消しを求める	県の設計変更不承認処分に対する国土交通大臣の取消裁決の取消しを求める
現状	2023. 8. 24 最高裁にて 上告を不受理 県の敗訴確定	2023. 9. 4 最高裁にて 県の敗訴確定	那覇地裁にて 係争中

(出所) 沖縄県ホームページ及び報道等を基に作成

³² 防衛省ホームページ「木原防衛大臣記者会見」令和5年9月13日

(2) P F A S³³による水質汚染問題

近年、普天間飛行場（沖縄県）や横田飛行場（東京都）等、各地の在日米軍基地周辺の河川や地下水等から、国の暫定指針値（P F O S・P F A Sの合計値で50ng/ℓ）を超える濃度のP F A Sが検出されており、周辺住民に不安視されている。

米軍基地が集中する沖縄県では、2016（平成28）年に北谷浄水場やその取水源からP F A Sが検出されたことを契機としてP F A Sの問題に対する関心が高まっていたが、最近では沖縄県以外の米軍基地でも、基地周辺の地下水等から国の暫定指針値を上回る濃度のP F A Sが検出されたり、漏出の事案が明らかになる例が相次いでいる。

2015（平成27）年に締結された日米地位協定環境補足協定では、環境に影響を

及ぼす事故が発生した場合における米軍基地への立入調査の手続を定めているが、同手続は、環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生し、米軍から通報が行われることを前提としている。このため、これらの条件に該当しない、基地周辺で検出されたP F A S汚染の原因を特定するための立入調査については、在日米軍が持つ米軍施設・区域に対する排他的な管理権に阻まれ、必ずしも関係自治体の要望通りには実現していない。

6 自衛隊の処遇等の改善

(1) ハラスメントへの対応

自衛隊では、かねてよりパワハラ、セクハラ、いじめなどのハラスメント事案が多く発生し、自殺に至る自衛隊員も存在しており、重大な問題となっていた。これに対処するため、ハラスメント防止のための施策が組織内で進められてきたが、令和4年7月、陸上自衛隊郡山駐屯地（福島県）に勤務していた元自衛官（1等陸士）の女性が、前年8月に複数の男性隊員から訓練中に受けた性被害を告発する事案が発生した。これを受け、浜田防衛大臣（当時）は、令和4年9月、全自衛隊を対象としたハラスメントに関する特別防衛

近年の主なP F A S漏出事案

基地名	主な事案等
横田基地 (東京都)	2010～12年に3回にわたり泡消火剤の漏出事案が発生していたことを、米軍が2019年1月に防衛省に伝達していたが、防衛省が関係自治体に伝えたのは2023年6月だったことが、2023年7月に報じられた。 米軍は基地外への流出はないと説明している。
厚木基地 (神奈川県)	2022年9月、泡消火剤が基地内で漏出し、汚染された水の一部が基地外に漏れたと見られる。 翌10月に行われた立入調査による検査の結果、基地内の調整池において国の暫定指針値の18倍に当たる濃度のP F A Sが検出された。
横須賀基地 (神奈川県)	2022年5月、同基地内の排水から国の暫定指針値を超える濃度のP F A Sが検出された。 同基地は活性炭フィルターを設置する措置を講じたが、2023年7月、「原因の特定は困難」と結論付けた。

（出所）報道等に基づき作成

³³ P F A Sとは、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称であり、1万種類以上の物質があるとされる。このうち、撥水・撥油性や熱・化学的安定等を示すものが泡消火薬剤やフライパン、半導体用反射防止剤などに幅広く使用されてきたが、分解されにくく、人体や環境に蓄積して悪影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、一部の物質（P F O S及びP F O A）が、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、制限の対象物質として指定されている。

監察の実施及びハラスメント対策の抜本的見直しのための有識者会議³⁴の設置を指示し、令和5年8月、特別防衛監察の結果についての報告書及び有識者会議の提言が公表された。

監察結果の報告書では、ハラスメントの被害申告は1,325件であり、その主な内訳は、パワハラ1,115件(77%)、セクハラ179件(12%)、マタハラ等³⁵56件(4%)とされている。また、ハラスメントには相談窓口が設けられているが、相談窓口相談した件数は400件(30%)にとどまり、相談していない件数は850件(64%)に上った。相談窓口を利用したことがない理由が明確であった事例(252件)の主な理由については、相談しても改善が期待できなかった(58件)、相談窓口に思い至らなかった・相談窓口を知らなかった(40件)、相談できる雰囲気ではなかった(32件)、不利益や報復を懸念した(27件)、相談することを思いつかなかった(24件)、相談窓口が信用できなかった(22件)等とされている。

有識者会議の提言には、防衛省・自衛隊が取り組むべき具体的施策の方向性として、組織風土の改革、問題解決(相談)体制の整理・明確化、被害者に対する適切なフォローアップ等が盛り込まれている。なお、この提言を受け、令和6年度概算要求においては、ハラスメント防止に係る各種教育機会等の充実のための経費として0.8億円が計上されている。

(2) 人材確保に向けた課題

自衛隊員は我が国の防衛力の中核であり、その人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠である。しかし、急速に進む少子高齢化と人口減少等を背景として、自衛官の採用環境は厳しい状況にあり、自衛官の定員に対する充足率は100%に満たない状況が続いている。特に、士の区分においては、近年70~80%程度にとどまっている。

自衛隊では、自衛隊員の処遇や職場環境・生活環境の改善、女性自衛官の活躍推進、ワークライフバランスの推進等、人的基盤の強化が恒常的な課題の一つとなっている。

令和5年2月から自衛隊の人材確保策などを検討する有識者検討会³⁶が開催され、同年7月、報告書が公表された。

報告書には、人的基盤の強化に資する施策の方向性として、任期制自衛官等への既卒者の採用の強化、民間の高度人材を任期付きで採用する「特定任期付自衛官制度」の創設、再任用の活用と中途退職の抑制、任務の特殊性を踏まえた給与・手当の増額等の処遇改善、生活・勤務環境の改善、低充足が常態化している予備自衛官等の制度改革等が盛り込まれた。

令和6年度概算要求においては、人的基盤の強化のための経費として、募集業務及び再就職支援の充実・強化に29.8億円、生活・勤務環境改善の推進に481億円などが計上されている。

³⁴ 防衛省ハラスメント防止対策有識者会議(座長:只木誠中央大学法学部教授)

³⁵ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント被害

³⁶ 防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会(座長:齋野彦弥横浜国立大学大学院教授)

Ⅱ 第 212 回国会提出予定法律案等の概要

1 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の所要の改正を行う。

(参考) 継続法律案等

○ 自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案(前原誠司君外 1 名提出、第 207 回国会衆法第 9 号)

領海等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊による警戒監視の措置及びその際の権限について定めるとともに、海上保安庁の任務として領海の警備が含まれることを明記する等する。

○ 領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案(篠原豪君外 14 名提出、第 207 回国会衆法第 11 号)

領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域等の警備に関する基本原則を定め、並びに領域警備基本方針及び海上保安体制強化計画の策定その他の領域等の警備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、領域警備・海上保安体制強化会議を設置することにより、領域等の警備において警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外 2 名提出、第 210 回国会衆法第 7 号)

防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定を改正するとともに、政府は、この法律の施行後 6 月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、当該政令を制定するものとする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外 2 名提出、第 210 回国会衆法第 8 号)

国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定める。

内容についての問合せ先

安全保障調査室 小池首席調査員(内線 68620)